

USPTO、PTAB・TTAB への手続における AI の悪用防止に関するガイダンスを発行

2024 年 2 月 8 日
JETRO NY 知的財産部
蛭田、福岡

USPTO は、特許審判部（PTAB）および商標審判部（TTAB）への手続における AI の悪用を防止するためのガイダンスを発行したと 2 月 6 日付のプレスリリースで公表した¹。

今般のガイダンスは、PTAB 等への提出書類の起草に AI が悪用される場合に現行の特許規則等の規定がどのように適用されるのかを説明するものであると、USPTO は説明している。

ガイダンスの主な内容は以下のとおり²。

- 連邦最高裁の Roberts 長官は、2023 年末報告において、AI は重要な情報へのアクセスを飛躍的に向上させる大きな可能性を秘めている一方で、AI には不正確な情報を事実として提示しやすいという欠点があることもよく知られていると言及している。ニューヨーク州の裁判所において、実際に AI の悪用の事例も発生している。
- PTAB 等についても、当事者が AI を利用することはアクセス拡大とコスト削減の機会をもたらす。しかし、連邦裁判所と同様に AI が悪用される懸念があり、PTAB 等のスタッフには AI の悪用に対して現行の規則をうまく適用することが期待される。
- 現行の規則は手続の完全性を確保するためのものであり、提出書類がどのように作成されたかにかかわらず当然適用される。
- 例えば、USPTO への提出書類には一般に署名が必要であり、署名者（自然人に限る）には、真実と信じられることのみを記載し、合理的な調査によって記載事項の正確性が確認されたことを証明すること等を要求している。したがって、現行の規則および実務では、署名の下に、提出書類は提出者により調査されなければならない。
- また、提出書類の正確性を確認しなかった場合には、現行の規則によって、提出書類の取り消し、USPTO による手続の終了等の制裁が科される可能性がある。
- 現時点において、USPTO が直面する可能性がある課題に対処するために現行の規則は適切であると考えられる。今後数カ月以内に、USPTO は現行の規則と当事者による AI の使用に対する適用可能性について、より多くのガイダンスを提供する通知を官報に掲載する予定である。

¹ USPTO clarifies guidance to judicial Boards on holding parties responsible for the misuse of AI in legal proceedings

² The Applicability of Existing Regulations as to Party and Practitioner Misconduct Related to Use of Artificial Intelligence

USPTO の Vidal 長官は「AI は急速に進化しており、責任ある使用と慎重な政策が求められる。今般のガイダンスは、そのような政策を形成するための継続的な努力の一環である。現行の特許規則等における規定は、手続の完全性を確保し、遅延や不必要なコストを回避するためのものであり、提出書類の作成方法に関係なく適用される。」と発言している。

また、今般のプレスリリースの最後には、2023 年 10 月にバイデン大統領によって署名された「AI の安全性の確保および信頼性の高い AI の開発・活用のための大統領令³ (Executive Order on the Safe, Secure, and Trustworthy Development and Use of Artificial Intelligence)」によって公表を指示されていた、特許審査官・出願人向けの AI による発明が誰の発明であるか (AI and inventorship) および発明プロセスにおける生成系 AI 等の利用に関する問題をどのように扱うべきかという内容を含むガイダンスを近日中に公表する旨の発表が含まれていた。

(以上)

³ https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2023/20231031.pdf